

大和市告示第75号

大和市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられたアスベストの飛散による市民の健康被害を防止するため、民間建築物のアスベスト含有調査に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間建築物 国、地方公共団体、独立行政法人等が所有する建築物以外の建築物をいう。
- (2) アスベスト含有調査 民間建築物の壁、柱、天井等に施工されている吹付建材について行うアスベスト含有の有無に係る調査（分析調査を含む。）であって、建築物石綿含有建材調査者等が実施するものをいう。
- (3) 吹付建材 耐火被覆、断熱、結露防止又は吸音の用途に用いられた吹付けアスベスト、吹付けロックウール、吹付けパーライト又は吹付けバーミキュライト（ひる石）をいう。
- (4) 分析調査 建材中の石綿含有率の分析方法について（平成18年8月21日付け基発第0821002号厚生労働省労働基準局長通知）に定める方法によりアスベスト含有の有無を分析する調査をいう。
- (5) 建築物石綿含有建材調査者等 建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省、国土交通省、環境省告示第1号）第2条第2項に規定する建築物石綿含有建材調査者又は同条第3項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者をいう。

(補助事業)

第3条 補助事業は、次条に規定する補助対象者が行うアスベスト含有調査であって、次の各号のいずれにも該当する民間建築物（以下「補助対象建築物」という。）に係るものとする。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、これ以外の建築物に係るアスベスト含有調査を補助事業とすることができる。

(1) 平成元年以前に建築された市内に存する民間建築物であつて、不特定多数の者が利用する用途（建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）別表第1（い）欄（一）項若しくは（四）項に掲げる用途又はホテル若しくは旅館の用途をいう。）に供する延べ面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの

(2) 法第52条に規定する容積率の基準及び法第53条に規定する建蔽率の基準に適合している民間建築物

(3) 建築材料から石綿を飛散させるおそれがないものとして石綿が添加された建築材料を被覆し又は添加された石綿を建築材料に固着する措置について国土交通大臣が定める基準を定める件（平成18年国土交通省告示第1173号）に規定する措置が講じられていない吹付建材を有する民間建築物

（補助対象者）

第4条 補助の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 補助対象建築物を自ら所有する者又は建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条の規定により補助対象建築物の管理を行う区分所有者の団体若しくはその管理者

(2) 市税等の滞納がない者

(3) アスベスト含有調査を行うにつき、過去にこの要綱に基づく補助金その他の補助金の交付を受けていない者

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、アスベスト含有調査に要する経費（以下「補助対象経費」という。）の実支出額（消費税及び地方消費税を除いた額とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に相当する額とし、補助対象建築物1棟当たり150,000円を上限とする。ただし、複数箇所の調査を要する場合その他の市長が特に必要があると認める場合は、250,000円を上限とする。

（事前相談）

第6条 申請者は、次条の規定による申請の前に大和市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助金事前相談書により市長と事前相談を行うものとする。

（交付の申請）

第7条 申請者は、大和市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 大和市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助金計算書

(2) 補助対象建築物の案内図及び配置図

- (3) アスベスト含有のおそれがある吹付建材の範囲を明示した平面図
- (4) アスベスト含有調査に係る見積書の写し
- (5) 登記事項証明書その他の補助対象建築物の所有権を証する書類
- (6) 申請者以外で補助対象建築物の所有権を有する者全員の同意を得たことを証する書面又は区分所有者による総会の議決書等の写し（申請者以外の所有者がいる場合に限る。）
- (7) 法第6条に規定する確認済証の写し、建築確認台帳記載事項証明書その他の補助対象建築物の建築年を証する書類
- (8) アスベスト含有調査を行う者が建築物石綿含有建材調査者等であることを証する書面の写し
- (9) 委任状（申請者本人が申請する場合を除く。）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
（交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適否を決定したうえで、その結果を大和市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助金交付（不交付）決定通知書により、申請者に通知するものとする。

（変更の申請）

第9条 補助事業者は、第7条の規定による申請の内容を変更しようとするときは、大和市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助金変更申請書に変更の内容及び理由を確認できる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 前項の場合において、補助金の交付予定額に変更があったときは、その適否を決定し、結果を大和市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助金変更承認（不承認）通知書により、補助事業者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第10条 補助事業者は、第7条の規定による申請を取り下げようとするときは、大和市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助金交付申請取下書を市長に提出しなければならない。

（交付の決定の取消し）

第11条 市長は、補助事業者が虚偽又は不正の事実に基づいて第7条の規定による申請をしたときその他市長が補助事業の施行について不正な行為があると認めたときは、その交付決定を取り消すことができる。この場合においては、大和市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助金交付決定取消通知書により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、アスベスト含有調査が完了したときは、大和市民間建築物アスベスト含

有調査事業実績報告書を、次に掲げる書類を添えて、アスベスト含有調査を完了した日から起算して30日を経過した日又は完了した日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 分析調査の結果報告書の写し
- (2) アスベスト含有調査に係る領収書等補助対象経費の支払を証する書類の写し
- (3) 調査箇所におけるアスベスト採取前、採取中及び採取後の現場写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(確定通知)

第13条 市長は、前条の規定による報告を受け付けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、大和市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助金額確定通知書により補助事業者へ通知するものとする。

(請求及び交付)

第14条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を適当と認めたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(様式)

第15条 この要綱で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第8条の規定により交付決定された補助金については、なお従前の例による。

別表（第 15 条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第 1 号様式	大和市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助金事前相談書	第 6 条
第 2 号様式	大和市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助金交付申請書	第 7 条
第 3 号様式	大和市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助金計算書	第 7 条
第 4 号様式	大和市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助金交付（不交付） 決定通知書	第 8 条
第 5 号様式	大和市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助金変更申請書	第 9 条
第 6 号様式	大和市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助金変更承認（不承認）通知書	第 9 条
第 7 号様式	大和市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助金交付申請取下書	第 10 条
第 8 号様式	大和市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助金交付決定取消 通知書	第 11 条
第 9 号様式	大和市民間建築物アスベスト含有調査事業実績報告書	第 12 条
第 10 号様式	大和市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助金額確定通知書	第 13 条